

## Q & A

### Q. 派遣申請の段階で、どこまでアドバイザーと内容を調整する必要があるか

基本的には「風景づくりアドバイザー派遣申請書」の記載事項程度の調整をしてください。開催時期については、日時が確定していなくても、おおむねの開催時期が確認できれば申請受付をします。申請後に大幅な変更が生じる場合は、「風景づくりアドバイザー派遣変更届」を派遣前に提出してください。

### Q. 風景づくり活動以外で市民活動をしている人をアドバイザーとして派遣できるか

アドバイザーの資格は、「風景づくりに関わる実務経験及び専門知識を有する者」としています。これは派遣内容に対して学識経験や生業としての経験がある方を想定しています。区内には多くの市民活動を行っている人がいますが、日々の交流の中で互いのノウハウを高めていただくことを期待します。

### Q. アドバイザー派遣を依頼する場合、当日の参加者数の規定はあるか

アドバイザーにきていただく貴重な機会ですので、多くの参加者が学んでいただく場になっていただくことを期待します。

一方、内容によっては、まずは団体等の主要な方たちがしっかりと理解し、それを日ごろの活動の中で地域の方たちや他のメンバーと共有していくことが望ましい場合もあるかと思えます。団体等の活動目的に合致し、区民等との協働による風景づくりの推進（広がり）が期待できるか、審査段階で確認させていただきます。

また、同じ課題をもつ団体等が、グループになってアドバイザー派遣を活用することも可能です。

アドバイザーの活用については、個々の団体等への派遣のほか、区では風景づくり活動をされている方を対象に、共通の課題やテーマに対してアドバイザーを招いて懇談する機会を設けていきます。こちらも積極的にご参加、ご活用ください。

# 風景づくり アドバイザー 派遣制度

区民等が自主的に行う  
風景づくりを支援するため  
風景づくりアドバイザーを派遣します



問い合わせ先（申請・相談窓口）

世田谷区都市整備部都市デザイン課（区役所第1庁舎4階）

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

電話：03-5432-2039 FAX：03-5432-3023

平成26年5月発行

世田谷区

## アドバイザー派遣を受けることができる方

区は、世田谷区風景づくり条例に基づき、自主的な風景づくり活動を進めている以下の方（以下、「団体等」という。）に対し、予算の範囲内でアドバイザーを派遣することができます。

界わい宣言をしている者（条例 19 条）

風景づくり活動団体登録をしている者（条例 22 条）

## アドバイザー派遣がうけられる内容

自主的に進めている風景づくり活動を更に発展させること、協働による風景づくりの推進を目的に、団体等が企画する内容に対して必要性・妥当性を確認し、派遣します。

<イメージ>

樹木や草花の  
よりよい管理を  
学びたい

ホームページや  
チラシなど広報の  
コツを知りたい

イベントやまち  
歩きに講師を招  
きたい

新たな活動を進め  
るときの専門家の  
助言がほしい

などなど

アドバイザーが行うのは指導・助言・アドバイスです。

## 風景づくりアドバイザーについて

<アドバイザーの資格>

・風景づくりアドバイザーは、景観、建築、自然、歴史、都市計画および市民活動など、風景づくりに関わる実務経験及び専門知識を有する者とします。

<アドバイザーへの派遣依頼、調整>

・以下のいずれかの方法により、団体等にて派遣を希望するアドバイザーと調整していただき、派遣申請を行ってください。

団体等による推薦

風景づくりアドバイザーの派遣実績のある者を区から紹介を受け、団体等で調整

<アドバイザー派遣回数、時間>

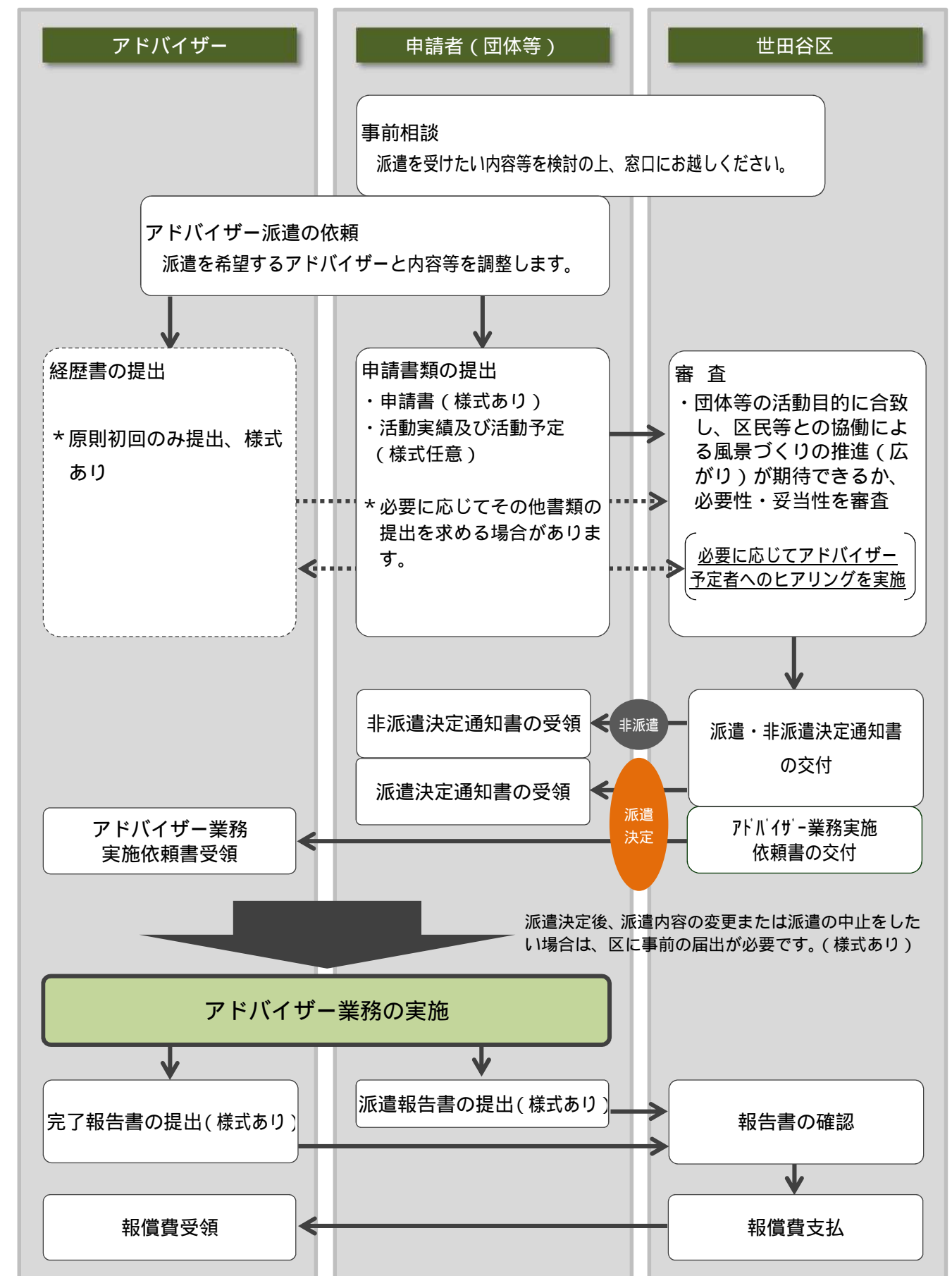
・1 団体等につき、年間 2 回まで（事前打合せ各 1 回まで可）

・派遣時間は 1 回につき概ね 2 時間程度

<アドバイザーへの報酬>

・10,000 円/回（打合せその他簡易な業務については 5,000 円/回）を、アドバイザー業務完了後、区がアドバイザーに支払います。

## アドバイザー派遣の流れ



申請書など各種様式については都市デザイン課にお問合せください。